

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 9 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年1月まで
② 昭和38年4月から同年11月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和36年4月ごろにA町(現在は、B町)で、隣組の者と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、組内の毎月1回の集会の時に隣組の者と一緒に100円程度納付し、国民年金手帳に丸い日付入りのスタンプを押してもらっていたことを覚えている。その後、37年4月ごろにC市に転居し、同年10月ごろにD町(現在は、E市)に転居した。C市に住んでいた時は国民年金保険料を納付していた記憶は無いものの、D町では電車に乗って役場に行き国民年金保険料を納付していたことを覚えている。

また、私は、申立期間②当時にもD町に居住し、役場で国民年金保険料を納付していたことを覚えている。

しかし、申立期間①及び②の保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、37年9月ごろに加入手続が行われた上で払い出されたものと推認できる。

しかしながら、申立人は昭和36年4月から37年3月までA町に住み、隣組の者と一緒に国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を組内の毎月1回の集会の時に納付していたと申し立てているところ、申立人が記憶している隣組内の5組の夫婦は、全員がA町において国民年金の加入手続を行い、36年4月以降の保険料を納付していることが、社会保険庁のオンライン記録等により確認できる。

また、申立人が記憶している隣組の者のうち連絡の取れた3人全員が、申立人が同じ地区に居住していたことを記憶しており、そのうち2人は、申立人が

隣組で行っていた毎月1回の集会に出席し、一緒に国民年金保険料を納付していたと思うと供述している。

さらに、A町では、国民年金制度創設時において、担当職員が各地区の婦人会の集会などで制度の説明会を開催し、強制加入の対象となる者に対し、職員が加入勧奨を行っていたことから、ほとんどの者が国民年金に加入していたとしている。

加えて、申立人の国民年金保険料納付額、納付方法等に関する記憶は当時の制度、状況と符合し、申立内容に不自然な点は見当たらない。

一方、申立人は、申立期間①途中の昭和37年4月ごろにA町からC市に転居し、そこで数か月間過ごした後に、申立人の夫の就職に伴いD町に転居したとしており、C市に住んでいた時には国民年金保険料を納付した記憶は無いと供述している。

また、申立人の昭和37年9月ごろに払い出された国民年金手帳記号番号に係るD町の国民年金被保険者名簿を見ると、同年11月1日にF市Gへ転出し、これに伴う住所変更の届出を勧奨の上、同年12月28日に住所変更通知書により除去した旨の記載があり、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳でも、これを裏付ける記載に加え38年2月1日に資格を喪失した旨の記載が見られる。このことから、申立期間①のうち37年10月以降はD町に住み国民年金保険料を同町役場で納付していたとする申立内容と符合しない上、申立人がD町において国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間②は、国民年金に未加入の期間であることから保険料を納付することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から52年3月までの期間及び54年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和49年6月から52年3月まで
②昭和54年4月から同年12月まで

昭和54年10月にA市役所B支所で、49年6月11日までさかのぼって国民年金への加入手続をするとともに、未納となっていた49年6月から54年9月までの国民年金保険料を数回に分けてすべて納付した。

ところが、申立期間①及び加入手続後の昭和54年10月から同年12月までを含め申立期間②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の記録について、A市が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人は昭和52年4月から54年3月までの2年分の国民年金保険料を55年3月21日に過年度納付したことになるが、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳では、52年4月から同年12月までの保険料の納付時期・納付方法は不明、53年1月から同年3月までは55年3月21日に過年度納付となっているなど、社会保険事務所と市の納付記録に齟齬が生じている。

また、社会保険庁のオンライン記録では、昭和53年度が未納となっていたが、市の被保険者名簿等で保険料の納付事実が確認できたことから、平成20年3月に納付済みに記録が訂正されている上、昭和52年度についても国民年金被保険者台帳で過年度納付された期間があることが確認できるにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では、同年度はすべて現年度納付となっており、当該オンライン記録と国民年金被保険者台帳の納付記録にも齟齬が生じている。

2 申立期間①について、申立人は、昭和54年10月にA市B支所で加入手続

を行い、まとめて保険料を納付したとしているところ、市の国民年金異動届兼申請書及び被保険者名簿等により、申立人は、同年10月31日に49年6月までさかのぼって国民年金の資格を取得していることが確認でき、当該時期は第3回目の特例納付の実施期間内であることから、申立人の主張と整合しており、かつ、市では、申立期間当時、広報誌で特例納付制度の紹介や詳細は市へ相談する旨を周知しており、申立人が特例納付の窓口としてA市B支所に出向いたとする供述に不自然さは無い。

また、申立人は、加入手続の時期等からみて、少なくとも昭和52年4月から同年6月までは過年度納付できないことから、当該期間は特例納付したと考えられるが、通常特例納付は、先に経過した期間から納付して行くことが基本であり、不自然な納付記録となっている。

- 3 申立期間②について、市における申立人の被保険者名簿の検認記録では、昭和53年度分の保険料の納付金額が3万9,600円と記載されているが、同年度の1年分の過年度保険料額とは相違しており、この額は54年度の1年分の定額保険料額と一致することから、同年度の現年度保険料を納付したが誤って記録された可能性がある。

また、申立人は、申立期間②の直前2年分の保険料を納付している上、申立期間②の直後の昭和55年1月から平成9年4月まで17年以上にわたり付加保険料も納付していることから、9か月の現年度保険料が納付されていないとは考え難い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA社における平成8年9月から9年8月までの標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月1日から49年5月25日まで
② 昭和49年5月25日から63年3月1日まで
③ 平成8年6月1日から10年4月1日まで

申立期間①において、私が、ある会社に勤めていたころ、既にB社に勤務し、C本部の開設のためC地にいた兄に誘われ、昭和48年4月1日に同社に入社した。同社には、C本部に入社した48年4月1日から63年2月末まで勤務したが、このうち、48年4月1日から49年5月25日までの1年以上の期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できない。

申立期間②において、社会保険庁には、B社に勤務していた昭和49年5月25日から63年2月末までの厚生年金保険の加入記録があるが、48年4月1日にC本部に入社した直後でも残業代を含めて25万円の給与であったのに、社会保険庁の標準報酬月額の記録では49年5月25日が8万円、同年10月1日が11万8,000円などとされているが、そのような給与はあり得ないので納得できない。

申立期間③において、A社には、平成8年6月1日から10年4月1日まで勤務していた。しかし、社会保険庁の記録には、当時の給与額と異なる標準報酬月額が記載されている。給料台帳等の証拠書類があるので、実際の給与に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③(A社)については、申立人は、申立期間③の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間③のうち、平成8年9月から9年8月までの期間については、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、平成8年6月から同年8月までの期間及び9年9月から同年12月までの期間については、申立人から提出された給料台帳により確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致しており、事業主は、申立期間に係る申立人の給与において、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、申立期間③のうち、平成10年1月から同年3月までの期間については、給料台帳が無く検証できないが、直前の4か月(平成9年9月から同年12月まで)の状況からみて、この期間と同様の状況にあると推認され、事業主は、申立期間に係る申立人の給与において、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認めることができる。

2 申立期間①(B社)については、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和49年5月25日、喪失日は63年3月1日となっており、申立事業所における申立人の雇用保険加入記録と一致している(昭和49年5月25日資格取得、63年2月29日離職)。

また、申立事業所における元役員は、昭和49年3月に選任された代表取締役が就任後に申立人を入社させたので、申立人の入社は早くとも同月以降のはずであると供述しており、一方、申立人がその兄の紹介で入社したとする兄の申立事業所における資格取得日は昭和49年4月1日となっており、いずれも申立期間の始期よりも後となっている。

さらに、上記二人を除く同僚5人のうち4人は申立人のことは記憶に無く、一人は申立人のことを知っているが、その勤務期間は覚えていないとしており、申立内容を証する供述は得られなかった。

加えて、申立事業所は既に解散しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無い上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②(B社)については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、元役員が社員等の給与や社会保険事務手続などを代表取締役の指示のもとですべて執り行っていたとする総務・経理事務の担当者は、実際の給与月額に基づく額を社会保険事務所へ届けていたと供述しており、申立人に係る社会保険庁の標準報酬月額の記録に不自然さは無く、適正に処理されていると推認できる。

さらに、申立事業所は既に解散しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②において申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年8月30日まで

社会保険庁の記録では、夫が取締役として勤務したA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が社会保険事務所によって改ざんされていたことが判明した。同社は経営が悪化し、社会保険料の滞納が続いていたところ、事業主が社会保険事務所の職員と相談の上、役員等個人の標準報酬月額を引き下げ、これにより厚生年金保険の滞納保険料の解消を図ったことに納得がいかない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社は、社会保険庁のオンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所としては、平成15年8月31日に適用事業所でなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同年9月2日に、14年10月から15年7月までについて36万円から9万8,000円へ変更（減額）されていることが確認できる。

また、元事業主の証言及び申立人名義の預金通帳の給与振込金額の記録では、申立期間前と申立期間の振込額が同額であることから、支給された給与額も同額であると認めることができる。

一方、申立事業所に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、申立事業所の代表取締役であった元事業主は、自身及び役員に係る標準報酬月額をさかのぼって変更したのは、社会保険事務所の指導によるもので、自らの判断で行ったものではないことの証言者として、当時経理担当の役員であった申立人を社会保険事務所に同行させたことがあると供述しているものの、社会保険事務所における滞納処分票の事跡では事業主とのやりとりは確認できるが、申立人の関与は確認できず、元事業主は、その後の事務処理は自分が行ったと供述している。これらのことから、申立人が標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（36万円）に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から2年1月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を元年7月11日に、資格喪失日に係る記録を2年2月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から2年3月1日まで

私は、平成元年5月にA社に入社し2年2月まで勤務した。同社に勤務していた期間のうち、元年12月と2年2月の給与明細書を保管しており、これにより給与から厚生年金保険料を控除されていたことが分かる。しかし、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が全く無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における在籍については、雇用保険の被保険者記録により平成元年7月11日から2年2月23日まで同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する平成元年12月分及び2年2月分の給与明細書に記載されている給与総支給額及び厚生年金保険料等社会保険料の当該月分及び年間累計額を見ると、申立人は元年7月から2年2月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除（当月控除）されていることが認められる。

一方、平成2年2月分の給与明細書により、申立人は事業主により当該月分の厚生年金保険料相当額を給与から控除されていることが確認できるが、雇用保険の被保険者記録により、申立人の離職日は同年2月23日であることが確認できることから、同月は厚生年金保険の加入期間ではなく、本来、厚生年金

保険料は控除されるべきものではないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から2年1月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の給与支給額から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪手続に関する事務処理に誤りがあったことを認めており、また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年7月から2年1月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年2月28日から同年6月1日までは、事業主が社会保険事務所に届け出た当該期間の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月28日から同年6月1日まで
② 平成7年7月1日から同年12月30日まで

社会保険庁の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額が、32万円から11万円に引き下げられている。この記録訂正は事実と相違する不当なものであるため、元の記録に戻してほしい。

また、同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成7年7月1日以降も同年12月29日まで継続して勤務していたので、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初32万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成7年7月1日）の5か月後の平成7年12月4日付けで、同年2月に遡^{そきゅう}及して11万円に訂正されており、また、申立人の同僚29人についても、同日付けで標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要であると認められる。

2 雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間②において申立事業所に継続して勤務していたことが確認できるものの、申立事業所は平成7年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間②に係る給与明細書を所持しており、当該明細書の厚生年金保険料控除額欄に保険料額が記載されていることが確認でき、平成7年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている給与総支給額及び社会保険料額に申立期間②に係る分が含まれていることが確認できる。

しかしながら、当該給与明細書について、i) 申立人は、申立期間②において、事業主から給与が支給されず、労働基準監督署に未払賃金の立替払いを請求し、その一部を受け取ったと供述していること、ii) 当該給与明細書の厚生年金保険料控除額欄に記載されている保険料額は、申立期間②より前の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額(2万6,400円)より少額の1万1,480円(平成7年8月分)及び5,850円(平成7年9月分から同年11月分まで)となっており、給与支給額に見合う厚生年金保険料額ではなく、申立期間②当時の国民年金保険料額の1か月分又はその2分の1相当額となっていること、iii) 申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、保険料を納付していることから、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額欄に記載された保険料額は、申立期間②に係る厚生年金保険料とは認められない。

また、労働基準監督署から支給される未払賃金の立替払いは、「賃金の支払の確保等に関する法律」(昭和51年法律第34号)に基づき、企業の倒産等により賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、未払賃金の一部を国が立替払いする制度であり、立替払いされた未払賃金から厚生年金保険料が控除されることはない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島国民年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から51年2月まで

私は、昭和47年12月に結婚し、これを契機に、A市役所の出張所で私と妻の国民健康保険の加入手続を行い、併せて国民年金にも加入したはずである。国民年金保険料は、営んでいた店に出入りしていた信用金庫の職員に他の支払金と一緒に私が支払っていた。

しかし、申立期間が未加入期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月に結婚してすぐに、その妻と共に国民年金に加入したと申し立てているが、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は50年12月16日に払い出されており、前後の番号の任意加入者の資格取得日から、加入手続の時期は51年3月ごろと推認できる。

また、申立人とその妻は、この手帳記号番号により昭和51年3月13日に資格取得（強制加入）していることから、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続をした時には国民年金手帳を受け取っておらず、申立期間の国民年金保険料は信用金庫の職員に支払っていたとしているが、A市において、印紙検認方式から金融機関への現年度納付が可能になる規則検認方式に切り替わったのは昭和49年8月であることから、申立期間のうち47年11月から49年6月までの期間については、納付方法に関する申立人の供述内容は当時の制度運用の実情と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月及び同年9月

昭和47年8月のお盆にA社を退職した時、会社の労務の女性職員に、年金の手続があるから、社会保険事務所に行くように言われた。8月中に国民年金の手続をしに社会保険事務所へ行き、その場で国民年金保険料を支払い、翌月の9月も支払ったと思う。

以上のとおり記憶しており、最低でも1か月分は支払っているはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号の被保険者の資格取得日（20歳の強制加入者）から、昭和62年11月以降に払い出されものと推認でき、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和47年8月に社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を支払ったとしているところ、申立期間における現年度の国民年金保険料は市町村でしか納付できず、申立人の記憶や手続の経緯等からみて、申立人は、健康保険の任意継続の手続に社会保険事務所に出向き、健康保険料を納付した可能性が考えられる。

さらに、申立人と同時期にA社を退職した同僚（8人）に、退職説明の状況について照会したところ、具体的な回答を得ることができず、かつ、A社を退職後に国民年金に加入している者は二人だけであり、会社の労務担当者が国民年金の加入を勧めていたとは考え難い。

加えて、社会保険庁のA社に係るオンライン記録によると、申立人が退職時に説明を受けたとする労務担当職員と同じ名字の被保険者は確認できるが、既

に死亡していることから、当時の状況を聴取することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 47 年 10 月 15 日から 48 年 3 月 5 日まで
③ 昭和 48 年 5 月 8 日から同年 6 月 1 日まで
④ 昭和 48 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで
⑥ 昭和 56 年 8 月 1 日から 58 年 8 月 3 日まで

私は、申立ての事業所及び期間には、それぞれ調理師として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、A社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、昭和 61 年 8 月に解散しており、関係資料が無いため勤務実態等について申立内容を確認できず、申立期間当時の申立人に係る雇用保険の加入記録も見当たらない。

また、申立人は、当初、A社に係る申立期間を昭和 46 年 8 月から 48 年 5 月までとしていたが、この間、同社に係る 46 年 10 月 1 日から 47 年 10 月 15 日までの期間、及び別事業所のC社に係る 48 年 3 月 5 日から同年 5 月 8 日までの期間の厚生年金保険のオンライン記録があるなど、申立期間当時の記憶は明らかでない。

さらに、申立期間中にA社において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚は、申立人のことを知っているが、その勤務期間は分からないと供述するなど、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできない。

加えて、社会保険庁の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和

46年10月1日、喪失日は47年10月15日となっており、両記録に不整合は見られない。

- 2 申立期間④及び⑤については、B社及びC社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できる。

しかしながら、B社には申立人に係る申立期間当時の資料が無いため、申立人に係る勤務実態等を確認することはできない上、申立期間当時の申立人に係る雇用保険の加入記録も見当たらない。

また、C社は、申立期間における申立人の在籍記録は現姓でも旧姓でも無いとしており、また、申立期間当時の申立人に係る雇用保険の加入記録も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、B社及びC社に勤務したと申し立てているが、両社における勤務期間は不明としているなど、申立期間当時の記憶は明らかでない。

加えて、申立期間中にB社及びC社において厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚は、いずれも申立人のことは知らないと供述しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできない。

- 3 申立期間⑥については、D社は申立期間のうち昭和57年3月8日から58年8月3日までは厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、D社では、申立期間当時における申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得の届出は行っていないとしており、また、申立期間当時の申立人に係る雇用保険の加入記録も見当たらない。

また、申立期間中にD社において厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚は、いずれも申立人のことは知らないと供述しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
② 昭和 43 年 7 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 11 月 1 日まで

申立期間①において、給料がそれ以前の 1 万 4,000 円から 1 万円に下がっているが、その記憶は無い。通常、給料は昇給が無いことはあるかもしれないが、下がることは無いはずであり、4,000 円も下がったことは納得できない。

申立期間②において、健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額は 7 万 6,000 円となっているが、被保険者記録照会回答票(オンライン記録)では 6 万円と標準報酬月額が違っているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間③において、健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額は 10 万 4,000 円となっているが、被保険者記録照会回答票(オンライン記録)では 10 万円と標準報酬月額が違っているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

以上のほか、被保険者記録照会回答票(オンライン記録)に、通常、年 1 回の昇給月である 4 月の記録の漏れがあり、昭和 41 年 10 月 1 日の 4 万 5,000 円の標準報酬月額の記録の漏れがあるなど、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と比べて記載漏れが多い。また、それぞれ被保険者記録照会回答票(オンライン記録)の年月日から年月日の期間(月数)に長短があるなど、記録の記載に一貫性がないので、被保険者記録照会回答票(オンライン記録)を正確にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①について、申立事業所であるA社は既に厚生年金保険の適用を喪失しているが、同社を引き継いだB社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の写しによれば、A社から届け出られた申立人の報酬月額の平均額は9,600円とされ、これに基づき算定された昭和36年10月1日の社会保険事務所の標準報酬月額に誤りはみられない。

また、同時期に勤務していた従業員15人の申立期間前後の標準報酬月額の推移を調査した結果、申立人を含む3人には標準報酬月額が下がった期間がみられることなどから、個人の状況（通勤方法及び皆勤手当、残業手当などの変更）により標準報酬月額が下がることはあり得る。

一方、申立期間②及び③について、申立人が主張する健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額は、健康保険又は厚生年金保険のうち、高額 of 標準報酬月額を記載しているのに対し、被保険者記録照会回答票（オンライン記録）の標準報酬月額は厚生年金保険の標準報酬月額（上限の範囲内）を記載していることから、健康保険厚生年金保険被保険者原票と被保険者記録照会回答票（オンライン記録）の標準報酬月額は一致しない場合があるものである。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額は厚生年金保険法で定められた厚生年金保険の標準報酬月額等級表の最上位の等級となっている。

そのほかの申立てについては、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録のうち、厚生年金保険の記録を被保険者記録照会回答票（オンライン記録）の記録へ転記する際、社会保険事務所がそれ以前と同じ標準報酬月額が続くとき、後の年月日と標準報酬月額は省略される場合があるとされており、申立人の記録に不自然さは無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 5 月 15 日まで

社会保険庁の記録では、私が代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、社会保険事務所によって改ざんされていたことが判明した。この改ざんは、同社の経営が悪化し、社会保険料を滞納していたところ、取締役である妻が社会保険事務所から手続の指示を受けて行ったものである。しかし、会社の滞納保険料を個人の標準報酬月額を引き下げてまで完納するのは納得がいかない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所としては、平成 10 年 5 月 16 日に適用事業所でなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同年 5 月 21 日に、9 年 1 月から同年 3 月までが 59 万円から 9 万 2,000 円へ、同年 4 月から 10 年 3 月までが 41 万円から 9 万 2,000 円へ変更（減額）されていることが確認できる。

しかし、申立事業所の取締役である申立人の妻は、同社の経営が悪化した際に、社会保険事務所から同社の滞納保険料を解消する旨の指示を受けたとしていることから判断すると、標準報酬月額を引き下げる旨の当該届出について、申立人は知らなかったと主張しているが、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間のうち、平成 9 年 1 月から 10 年 3 月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

なお、平成 10 年 4 月の厚生年金保険の標準報酬月額は、適正なもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年から22年ごろまで

私は、昭和21年から22年ごろまで、A市にあるB社に勤務したが、同社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が全く無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から申立内容について聴取することができず、申立事業所に勤務していた時期及び期間、当時の同僚等の詳細を確認することはできない。

また、申立事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明のため、申立人の雇用状況等について確認することができない。

さらに、申立事業所の被保険者名簿により、申立期間において加入記録のある者のうち連絡先の判明した7人に照会したところ、6人は申立人を知らないとしており、1人は申立人の名前を聞いたことがあるとしているものの、勤務時期等について具体的な供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、申立期間に係る健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 6 年 8 月 18 日まで

私は、A社に昭和 62 年 4 月 1 日から平成 6 年 8 月 18 日まで勤務したが、退社する前の 1 年間 (平成 5 年 8 月から 6 年 7 月まで) の標準報酬月額の記録が 26 万円から 14 万 2,000 円に減額されており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険受給資格者証により、申立人の退職前 6 か月の平均賃金日額は 4,961 円であったことが確認でき、この平均賃金日額から推計される報酬月額は、申立期間の標準報酬月額 14 万 2,000 円とおおむね一致する。

また、申立人は、退職する前に給与が下がった覚えがあると供述している上に、給与明細書等を所持しておらず、申立事業所も賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 21 日から 45 年 3 月 7 日まで

私は、昭和 40 年 2 月 10 日に A 社に入社後、B 社、C 社と組織の変更があったものの、平成 10 年 3 月末まで終始一貫して勤務していた。その間、一度も退職したことがないにもかかわらず、D 社で勤務していた期間のうち、約 5 か月間の未加入期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C 社（以下「親会社」という。）が保管していた申立人の社員名簿、商業登記簿等の記録により、申立人が申立期間について申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、親会社が保管する任免異動（昭和 44 年 9 月 30 日付け）によると、申立人は、「D 社勤務のため業務上都合により退職を命ずる。」と記載されており、親会社を退職し、申立事業所に転籍したとみられる上、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、昭和 44 年 10 月 21 日に親会社の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、D 社の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 45 年 3 月 7 日となっており、申立期間は適用事業所となっていない上、雇用保険の加入記録によると、44 年 10 月 20 日に親会社を離職となっており、同年 10 月 21 日から 47 年 3 月 31 日までの期間については、D 社において雇用保険の被保険者となっていない。

さらに、申立人と一緒に親会社から転籍した部下も、申立人と同様に昭和 44 年 10 月 21 日に被保険者資格を喪失し、申立期間は厚生年金保険の加入記録が無い上、同時期に親会社から E 社に転籍した者も、申立人と同日に被保険者資格を喪失し、E 社が厚生年金保険の新規適用を受けるまでの期間は、未加入となっている。

加えて、申立期間当時の状況を知る同僚等から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な供述を得ることはできず、親会社も申立期間に係る厚生年金保険料の控除等については不明としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 8 年 8 月 1 日まで

私が代表取締役を務めていたA社の厚生年金保険被保険者期間のうち、平成 6 年 8 月 1 日から 8 年 8 月 1 日までの標準報酬月額が低く記録されている。

社会保険の事務は妻が行っていたので、届出については覚えていないが、妻の記憶では、社会保険事務所の職員から報酬を下げる方法がある旨の説明を受け、妻は納得して同意したが、届出書を提出していないと思うと言っており、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立事業所は、平成 8 年 8 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後、同年 8 月 28 日に申立人の 6 年 8 月から 7 年 7 月までの標準報酬月額が 53 万円から 9 万 8,000 円に、同年 8 月から 8 年 7 月までの標準報酬月額が 50 万円から 9 万 8,000 円に減額処理されていることが確認できる。

一方、申立事業所の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、取締役兼社会保険事務担当者であった申立人の妻は、申立期間当時、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所から、申立人と申立人の妻の標準報酬月額の減額について指導を受けたことを記憶している上、社会保険の事務処理に当たっては、通常は、申立人に報告していたとしている。

さらに、申立人は、当時、当該訂正処理について妻から話を聞いていたとしていることから、当該訂正処理について認識し、同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。